

■フェリー利用促進助成

趣 旨 安定的な物流経路を確保し海陸交通ネットワークを維持するとともに、環境対策の一環として二酸化炭素の排出が少ないモーダルシフトへの転換を図るため、フェリーの利用促進を行う。

【助成金額等について】

| 助成対象 | 助成金額 | 助成上限 |
|--------|------------|----------|
| フェリー利用 | 1,000円（片道） | 200,000円 |

※助成対象車両は、会員事業者が保有する香川県登録の事業用車両とします。
（軽車両は対象外）

【助成対象航路】

高松、小豆島、直島及び豊島を発着する次の航路を対象とします。

| | 番 号 | 対 象 航 路 |
|---------|-----|----------|
| 神戸航路 | ① | 高松 ⇄ 神戸 |
| | ② | 坂手 ⇄ 神戸 |
| 小豆島航路 | ③ | 高松 ⇄ 土庄 |
| | ④ | 高松 ⇄ 池田 |
| | ⑤ | 高松 ⇄ 坂手 |
| | ⑥ | 土庄 ⇄ 新岡山 |
| | ⑦ | 福田 ⇄ 姫路 |
| 直島・豊島航路 | ⑧ | 宇野 ⇄ 宮浦 |
| | ⑨ | 高松 ⇄ 宮浦 |
| | ⑩ | 宇野 ⇄ 風戸 |
| | ⑪ | 宇野 ⇄ 土庄 |
| | ⑫ | 宇野 ⇄ 唐櫃 |
| | ⑬ | 宇野 ⇄ 家浦 |
| | ⑭ | 家浦 ⇄ 土庄 |
| | ⑮ | 唐櫃 ⇄ 土庄 |

※フェリー利用明細兼助成額計算書（様式2）の航路は番号をご記入下さい。

申 請 期 間 令和6年6月11日(火)～令和7年2月7日(金)
(6月利用分から1ヵ月単位で申請をお願いします。)

- 助成対象期間 令和6年6月利用分～令和6年11月利用分
※後払いの場合、締日の都合で請求書の期間が対象期間と異なる場合は、対象期間を最も多く含む月の請求書の期間とします。
(例：20日締の場合は5月21日～6月20日までの1ヵ月)
- 申請書類
- 1) ジャンボフェリー株式会社以外を利用した場合
 - ① フェリー利用促進助成金交付申請書（様式1）
 - ② フェリー利用明細兼助成額計算書（様式2）
 - ③ 誓約書（様式4）
 - 2) ジャンボフェリー株式会社も併せて利用した場合
 - ① 1) の資料一式
 - ② フェリー利用明細兼助成額計算書（様式3）
 - ③ 誓約書（様式5）※トレーラ、トラクタを使用する場合はジャンボフェリー株式会社の印をお願いします。
 - 3) ジャンボフェリー株式会社のみ利用の場合
 - ① フェリー利用促進助成金交付申請書（様式1）
 - ② フェリー利用明細兼助成額計算書（様式3）
 - ③ 誓約書（様式5）
 - 4) 回数券を利用した場合
 - ① 1)、2)、3) に該当する資料一式
 - ② フェリー回数券利用明細書（様式6）
- 添付書類 後払い請求書の写し、または乗船券。
回数券の場合は請求書・領収書の写しを添付して下さい。
※回数券は令和6年4月以降に購入した物に限ります。
- その他
- ・記載内容については、該当フェリー会社に照会させていただきます場合があります。
 - ・本助成金の交付を受けた事業者は、要請があれば輸送ルート等の聞き取り調査等に協力ください。